

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○計量器の定期検査を実施する件 四七
 ○患者又は疑似患者の発見について 四七
 届出があった件三件 四七

公 告

○保安林の指定をする予定である旨
 通知があった件 四七
 ○特定非営利活動法人の設立の認証
 の申請があった件 四七
 ○土地改良事業の工事の完了につい
 て届出があった件 四七

告 示

福島県告示第五百二十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十二年八月十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査
 福島県知事 佐藤 雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
相馬郡飯館村	非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	九月二三日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	飯館村公民館
同 郡新地町		九月一四日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	新地町役場

相馬市

同
 午後一時三〇分から
 午後二時まで

相馬市ポルトセ
ンター

同
 午後三時から
 午後三時三〇分まで

相馬市磯部公民
館

九月一五日
 午前一〇時三〇分
 から
 午後三時まで

スポーツア
リー
ナそうま

九月一六日
 午前一〇時三〇分
 から
 午後三時まで

同

九月二七日
 午前一一時から
 午後三時三〇分
 まで

小高保健福祉
センター

九月二八日
 午前九時三〇分
 から
 午前一一時三〇分
 まで

南相馬市まご
ころセンター

一〇月四日
 午前一〇時三〇分
 から
 午後三時まで

サンライフ南
相
馬

一〇月五日
 午前一〇時三〇分
 から
 午後三時まで

同

右に掲げる市
町村

右の特定計量器で、右
の検査を受けなかつた

一〇月六日から一
 一月五日まで(土
 曜日、日

福島県計量検
定
所

もの	曜日、一〇月一日及び 十一月三日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで
----	---

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
相馬市、南相馬市、 相馬郡新地町、同郡 飯館村	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二 二日まで（土曜日、日曜 日、十一月三日及び同月 二三日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、
家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十二年八月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似 患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	三頭	西白河郡	平成二十二年 七月二十八日	再検査

（畜産課）

福島県告示第五百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、
家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十二年八月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似 患畜の区分	発見群数	発見の場所 又は区域	発見年月日	摘要
----	----	-----------------	------	---------------	-------	----

腐蛆病	みつば	患畜	二群	大沼郡	平成二十二年 七月二十七日	自衛殺
-----	-----	----	----	-----	------------------	-----

（畜産課）

福島県告示第五百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、
家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十二年八月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似 患畜の区分	発見群数	発見の場所 又は区域	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつば	患畜	三群	耶麻郡	平成二十二年 七月二十九日	自衛殺

（畜産課）

福島県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十二年八月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡南会津町八総字木戸沢丁三四一の二三、丁三四一の二二四
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

(治山対策課)

公告第三百一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月三日

二 名称

特定非営利活動法人いわきいがつペファーム

三 代表者の氏名

鈴木 常雄

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田二百五十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の環境と地場資源の活用配慮しながら、農林水産業と食文化と薬学部門との連携による健康づくりに関する事業を行い、市民の安心、安全な食生活と健康づくりに寄与するとともに、いわき市の地域活性化の推進にパイロット的な役割を果たすことを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十二年八月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行つ

地区名

土地改良事業の

施行認可又は施行

工事の完了年月日

た者の名称

種類

同意の年月日

白河市東土地改良区

千田

元気な地域づく

平成一七年一二月

平成二十二年三月八

り交付金(農業

一四日

日

生産基盤整備一

般

(農村計画課)